

近代における「在家勤行法則」の成立と構造

—服部鏝海著『在家勤行法則和解』を中心として—

佐々木 大樹

1 はじめに

近代は、日本の仏教界にとって大きな変革を余儀なくされた時代であった。明治元年（一八六八）には、神道の国教化にむけて「神仏分離令」が發布され、それ以後、余波として廃仏毀釈が全国に広まり、仏像・仏具が破壊され、寺院の統廃合がなされた。そして、明治四年（一八七一）に發布された「社寺領土知令」により、寺院の経済基盤は縮減され、また「宗門人別改正」の廃止によって寺檀関係を維持する公的根拠を喪失した。

このような未曾有の危機に対処するため、仏教界全体の傾向として、国家との結び付きを強化するとともに、檀信徒との新たな関係構築を模索する方向になった。特に真言宗では、近代以降、積極的に檀信徒への布教・教化に取り組むようになり、その流れが現代に引き継がれてきている。

現在、真言宗智山派（以下、本宗）では、教化の方法のひとつとして、檀信徒とともに『智山勤行式』^①を唱和

することが推進されている。本論では、『智山勤行式』をはじめ、在家者のための法則次第を一括して、「在家勤行法則」と呼ぶこととしたい。

この「在家勤行法則」が、編纂され世に流布しはじめたのは、それほど古いことではない。福田良歡の論文によれば、明治十一年（一八七八）十一月、高野山で開催された真言宗初の布教会議において、在家者のための法則次第の統一が問題にされ、はじめて編纂されたのである。いわば、「在家勤行法則」の出現こそが、真言宗における近代化の一側面を物語るものと言っても過言ではあるまい。

本論では、明治期に編纂された複数の在家勤行法則を照覧するとともに、服部鏗海（一八四六―一九〇九）著『在家勤行法則和解』によって、明治初期における理解について分析を試みるものである。

2 「在家勤行法則」の資料

明治期に出版された「在家勤行法則」は数多くあり、簡略なものから、広範なものまで多岐にわたる。本論では、当時から広く流布したであろう『智山勤行式』と同類のものに限定して、管見の及ぶ範囲で、取り上げたい。

①三條西乗禅著『在家勤行法則』

〔著述人〕三條西乗禅さんじょうにししょうぜん（東京府華族）

〔出版人〕原心猛（島根県平民）

〔出版日〕明治十三年（一八八〇）十一月一日出版御届 同年十一月五日出版

当法則こそが、真言宗ではじめて編纂された公式の「在家勤行法則」である。著述者である三條西乗禅（一八四四―一八八八）は、東寺（教王護国寺）の住職で、一宗一管長制の制定後の明治十二年（一八七九）、初の真言宗

管長に就任した僧である。次に引く『在家勤行法則和解』によれば、当法則は、真言宗管長であった三條西乗禪の發案によって編纂され、管長就任の翌年に出版されたものである。

「祕密眞言の教意ハ。甚深微妙にして。淺智の者ハ曉むべきを容易ならざるが故に。在家男女の輩に至てハ。安心領解せんを尤易かならざるを以て。東寺一の長者三條西乗禪教正大に之を歎き給ひ。在家男女の輩をして。早く密宗の宗意を領解することを得せしめんが為。に經軌の旨趣に基づきて。眞言安心と光明眞言との。兩和讃を示し給ひしことなれば、……」(十三丁表裏)

当法則は、時の真言宗管長名を冠するものであり、新義・古義といった垣根を越え、合同の真言宗内⁽³⁾で、広く統一的なものとして用いられたものと推測される。

その出版までの過程は、服部鏝海述『布教実歴談』中に、断片的に読みとることができるが、「在家勤行法則」という名称には、次のような思いが込められているという。

「始めて拵へた時には表紙の表題を單に『在家勤行法則』としたのでありますが。…(中略)…始め眞言の二字を入れなんだ精神は自他宗の別なく在家一般のものに用ひしめやうとの考へであります」⁽⁴⁾

当法則と『智山勤行式』とを比較すると、「般若心経」は収録されず、末尾に和讃を加えるところに特徴がある。また宝号「南無大師遍照金剛」の箇所では、「但し興教大師等信仰祖師の宝号ハ随意加唱すへし」と、また和讃の箇所では、「但し経陀羅尼及び大師和讃等随意加唱えるゝともあるへし」との注記が見られる。

② 中村十郎翻刻『在家勤行法則』（真言宗法務所蔵版）

〔翻刻人〕 中村十郎（福岡県土族） 〔発売書林〕 古賀鳴文堂

〔出版日〕 明治十六年（一八八三） 七月六日翻刻御届 同年十二月刻成

① 『在家勤行式』と基本的に同じ内容であり、改版された法則と推測される。

③ 吉堀慈恭著『在家勤行法則四和讃』

〔著者〕 吉堀慈恭 〔著作相続人〕 鈴木恭如 〔発行兼印刷者〕 藤井佐兵衛

〔出版日〕 明治二十三年（一八九〇） 八月二十一日印刷 同年十月十五日出版

著者である吉堀慈恭（一八四四～一八九〇）は、智山の上品蓮台寺の僧で、弘法大師一千五十年遠忌法会事務総裁、新義派大学林創立事務長、新義派顧問を歴任した。また大内青巒とともに『明教新誌』の発刊に携わる等、特に大衆教化において活躍した僧でもある。

当法則の特徴は、勤行前の前作法として、「一 每朝夕佛前ヲ清淨ニ掃除シテ先ツ手ヲ洗ヒ口ヲ漱キ香華燈明等ヲ備へ手ニ念珠ヲ懸ケ先於佛前三禮 五體投地」と記すところにある。三帰・三竟・十善戒の箇所では、「弟子某甲 ヲ姓名」と具体的に名前を入れて読むことを指示している。また①の法則と同様、宝号の箇所では、「但し興教大師等信仰祖師の宝号及両界大日如来真言等ハ随意ニ加ヘテ唱フベシ」と注記されている。

④ 岩城元随編『在家勤行法則』（密教和訓）

〔編纂者〕 岩城元随 〔発行者兼印刷〕 藤井佐兵衛

近代における「在家勤行法則」の成立と構造

| ④ | ③ | ② | ① | |
|-------------------------------|------------------------------|--------------|---------------------|--------|
| - | ○ | - | - | 前作法三礼 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | 懺悔文 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | 三帰三竟 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | 十善戒 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | 發菩提心真言 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | 三摩耶戒真言 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | 光明真言 |
| 遍照金剛 理源大師 興教大師 | 遍照金剛 | 遍照金剛 | 遍照金剛 | 宝号 |
| - | 真言安心 光明真言 弘法大師 興教大師 | 真言安心 光明真言 | 真言安心 光明真言 | 和讃 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | 回向 |
| 宝号の後、「般若心経」「法 身偈」「秘鍵」を加える。 | 「前作法」「三礼」の実修 を明記する。 | ①法則とほぼ同じ。 | 真言宗初の統一的在家勤 行法則。 | 備考 |

以上の法則①～④に収録される経文・真言によって、対照表を作成すると次のようになる。

「出版目」明治三十九年（一九〇六）三月三十一日印刷 同年四月五日発行
 当法則の特徴は、「般若心経」をはじめ、「法身偈」「般若心経秘鍵并序」を加え、また宝号として「南無聖宝
 理源大師」「南無興教大師」を挙げる。また同宝号の箇所では、「但し経陀羅尼及び和讃等随意加唱することあ
 るべし」と注記する。

次に「在家勤行法則」の解説本として、服部鏗海著『在家勤行法則和解』を取り上げたい。

●服部鏗海著『在家勤行法則和解』（真言宗法務所蔵版・以下『和解』と省略）

〔著述人〕服部鏗海（和歌山県平民）〔校正・出版人〕土宜法龍（埼玉県平民）

〔発売書林〕森江佐七（東京府平民）

〔出版日〕明治十四年（一八八一）十月六日出版御届 同年十一月刻成

『和解』の次第配列は、前年に出版された、法則①と一致するものであり、明記はないものの付随する解説本と考えられる。前にも述べたように、法則①は、真言宗初の統一的「在家勤行法則」であり、まさに『和解』は、明治初期、真言宗における理解の基準を示したものだといえよう。

著者である服部鏗海（一八四六〜一九〇九）は、高野山を中心に修学し、東寺定額僧や大講義、布教練習所講師を勤め、特に布教の向上に尽力した僧として知られる。また実践に関連して、光明真言に木魚を合わせ、「オンアボキヤーベイロシヤノーマカボダラー」と長く引き唱えることを提案した僧でもある⁵⁾。

この服部鏗海の人柄と功績について、長谷寶秀（一八六九〜一九四八）は、昭和九年（一九三四）六月に智山派宗務所で開催された全国布教師講演会において次のように述べている。

「皆さんも御承知でありませうが、明治時代に服部鏗海僧正といふ御方がありました。伊豫の仙龍寺の住職で、誠に温厚な大徳でありました。この人は明治時代に我宗の布教安心を定めた人で、我が宗布教上の大功労者であります。昔は我が宗では説教などはせなんだものであります⁶⁾。」

服部鏗海は、真言宗内に布教・説法を根付かせるため、本願寺の総会所に通い、真宗の説教を研究し、終には

『密宗安心教示章』一卷を大教院より出版したのである。その『密宗安心教示章』に見られる安心論について、長谷寶秀は、次のように述べている。

「我宗の布教上の安心は此に至つて始めて定まったのであります。その安心の趣意は、上下二根を分けて、上根は三密雙修即身成佛、下根は一密口唱往生淨土と定め、布教は多く在家に對するものであるから、専ら光明眞言を唱へて淨土往生を顯はしめる方に重きを置いて説くのであります。」

次項以降に検証するとおり、『和解』は、まさに同様の安心論にもとづき、執筆されたものといえよう。明治期に出版された解説本は、『眞言宗檀信徒教本』⁽⁸⁾等、複数存在するが、本論では、特に『和解』に絞り、明治初期、眞言宗における「在家勤行式」の理解のあり方、檀信徒布教の一端を窺うこととしたい。

3 『在家勤行法則和解』の構造と理解のあり方

『和解』には、以下のような次第配列で、経文や和讃、諸眞言・宝号が収録されている。

- | | | | | |
|---------|----------|------------------------|-----------|-----------|
| 「1」懺悔文 | 「2」三帰・三竟 | 「3」十善戒 | 「4」発菩提心眞言 | 「5」三昧耶戒眞言 |
| 「6」光明眞言 | 「7」高祖宝号 | 「8」和讃（A眞言安心和讃／B光明眞言和讃） | 「9」回向 | |

内容的には、「8」両和讃に対する解説が多く、光明眞言の功德を強調するところに『和解』の特徴を認めることができる。『和解』には、現代では顧みられなくなった伝統的理解が散見され、布教のルーツを辿る上でも貴重な資料といえよう。以降、次第配列にしたがって、明治初期における理解のあり方を整理したい。

「1」懺悔文

合掌して懺悔文を唱えることによつて、十悪五逆の罪過を消滅することができるといふ。逆に素直に懺悔せず、罪過を隠すことがあれば、その罪業はますます重くなると戒めている。

「皆悉く消滅せしめ給へと念じて。聊も罪をかくすこと勿れ。かくす時ハ罪業ますます重し。故に涅槃經にハ。若作りし罪を覆ひ藏せバ。其罪ますます増長す」(一丁左)

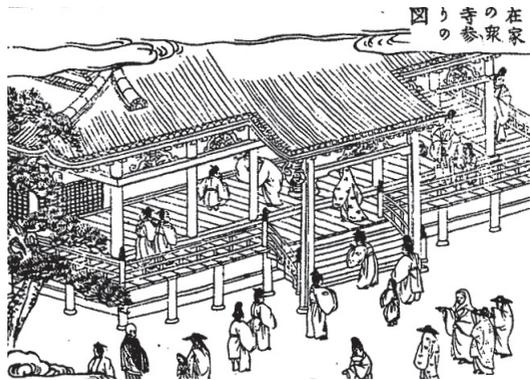
また、「日日に造りし罪ハ。塵ほこり。懺悔の文ハ箒なりけり」といふ古歌を引き、「此文を箒として。日日に心の掃除怠りなく。懺悔し奉るべきこと肝要なり」と論している。庶民が日常使用する箒をもつて、懺悔文の効用を説明するところに、『和解』の性格を読みとることができるといふ。

「2」三帰・三竟

冒頭、「帰依」について詳しく解説した後、三帰依文を受持する心得を次のように説明している。

「かく三帰依の名字ハ聞くすら難しとするなれば。況や自唱へ自受持するハ。實に遇ひ易からざる御縁ぞと歡喜して。日夜佛前に向ふごとに三遍宛之を唱へて。深く三寶に歸依し奉るべし」(三丁表)

仏前において朝暮三度に唱えることを勧めるが、この実践は、以降の「三竟」をはじめ、「十善戒」「發菩提心」「三昧耶戒真言」等においても同様である。



「在家の衆 寺参りの図」(『和解』三丁表)

〔3〕十善戒

十善戒の解説については、他の箇所比べ、独特な解釈がなされている。すなわち、戒律の遵守という個人的な行動が、個々の安寧にとどまらず、国家の利益につながると説いており、『和解』の性格の一端を窺うことができる。

「凡そ人間界へ生を受得たる者ハ。上下貴賤の差別なく。必持つべき戒なれば。是を根本性戒といふ。故に吾高祖大師ハ。顯密の諸戒。皆十善を本とすと演給へり。人能く一善を行ざれば。則一惡を去り。一惡を去れば。則一刑を息む。一刑家に息めば。萬刑國に息む道理なり。然るに刑法と云者ハ。國を治め民を安ずるの要具にて。之を人民に公布するハ。終に刑を措くに至らしむるを要むればなり。仍て刑ハ無刑を期するに在り。無刑に至るを期せんと欲せば。先天下の人民を受持せしむるに如からず。されば治國の要ハ。此十善に過たる者あるべからず。原より鎮護國家を本とし。白淨信心を旨とする」(四丁 表裏)

ここでは、戒律遵守の流れを、個人から家族、家族から国家全体へと波及させていくことによって、いずれ全ての刑罰はなくなり、治国・鎮護国家が達成されることを主張するのである。このような解釈の背後には、本文中にも明記されているように、慈雲尊者飲光(一七一八―一八〇四)の戒律觀が反映されているのである。

「十善二の畧釋ハ幸此頃。後桃園天皇の勅請に依て。葛城の慈雲律師が著述し給ひし所の。十善畧説を得たれハ。之を録出して畧解に代ふ。其益又余が解釋に幾倍なるを信すればなり」(四丁裏)

「右慈雲律師の説示し給へる所をよくよく領解し。我身の鑑戒とすべきなり」(八丁表)

慈雲は、江戸中期の真言僧で、日本の梵語学研究の第一人者であるとともに、十善戒の実践をすすめて、『十善

法語』等の著作を残している。『和解』では、慈雲の数ある著作の中でも、『十善略説』⁽⁹⁾と呼ばれる小著の全文を引用し、次表のごとく、個別の戒相においても、特に国体と結びつけて解説している。

| | |
|--------|--|
| 十善戒全体 | 「十善とハ。聖主の天命をうけて。萬民を撫育するの法なり。此法ちかくハ人となる道にして。遠くハ佛の萬徳を成就するなり」 |
| 第一不殺生戒 | 「總じて聖主ハ。萬民を赤子の如くおぼしめさせ給ひて。其恩禽獸におよぶ事なり」 |
| 第二不偷盜戒 | 「國家の富榮なり」 |
| 第三不邪淫戒 | 「家の治まり國の治まる」 |
| 第四不妄語戒 | 「普天率土みな誠を盡して。聖主の教にしたがふ」 |
| 第五不綺語戒 | 「萬國尊重し。その勅語たがふをなき」 |
| 第七不兩舌戒 | 「君臣一體の如く。下の情ハ上に通じ上の思ハ下におよぶ」 |
| 第八不慳貪戒 | 「國土の五穀成就し人民もゆたかなり」 |
| 第十不邪見戒 | 「佛あることを信じ法あることを信じ神祇の徳むなしからぬを信ずれば。此戒全きなり」 |

慈雲による独特な十善戒解釈は、明治期に活躍した真言僧、釈雲照（二八二七～一九〇九）に強い影響を与えたといわれ、内省的仏教復興を促したと評されている⁽¹⁰⁾。『和解』に慈雲の説を取り込んだ背景には、国家に対する仏教（真言宗）の役割を強調し、同時に、国家との関係の緊密さを在家者に訴える意図があるように思われる。

〔4〕 発菩提心真言

『金剛頂蓮華部心儀軌』（大正藏No.八七三）を引いて、大日如来が自ら説かれた真言と定める。この点は次の三昧耶戒真言でも同様である。そして、この発菩提心真言を唱えることによって、白淨信心を發起し、その功德は百千の仏塔を建立するよりも勝れるとして、次のように解説している。

「一たび眞實に發起する時ハ。淨土に往生せんこと更に疑あることなし。故に他家にハ。一念發起往生治定を談ずるなり。然れども此一念信心が發起せんをハ。甚難き者にて疏にハ。易往而無人と説給へり。されバ今我等が。十指の爪掌を合せ。此眞言を諦信決定して唱ふる時ハ。眞實菩提心を發起したること。微塵計もかわらざる大利益を得て易易往生淨土の本懐を遂げらる。是が此眞言の功力なり」（八丁裏く九丁表）

この引用中、「一念發起」とは、信心の一念を発すことであり、「往生治定」とは、深信によつて極樂淨土への往生が定まることをいう。いずれの用語も、蓮如（一四一五く一四九九）によつて著された『御文』（大正藏No.二六六八・蓮如上人御文）等に出てくる用語であり、明記はないものの、「他家」とは眞宗を指すものと解される。『和解』では、『無量壽經義疏』の「易往而無人（往き易くして人無し）」を引いて、眞宗において信心を發すことの難しさを指摘する。その上で、眞宗宗では、合掌して眞言を唱えることにより菩提心（白淨信心）を發起し、「易易往生淨土」として優位性を主張している。ここでの「淨土」とは、単なる極樂淨土ではなく、密嚴淨土を背景とする複合的・重層的な淨土観といえるが、その点については後説したいと思う。

〔5〕 三昧耶戒真言

戒は出家・在家を問わず、仏家にとつて基本的なものである。それにも関わらず、出家者すらも戒律を遵守で

きていない現状を述べ、自省を促している。

「さて此在家出家俱に阿闍梨に随ひ戒法ハ受くれども。受けし戒をバ全う持つことの出来ぬハ。澆季凡夫の有様なり」(九丁裏)

しかし、戒律を受持できない者であっても、この三昧耶戒真言を唱えることによって、破戒の業を滅し、三聚淨戒等の功德をあつめ、それぞれの願うところに応じて、「淨妙の佛刹」に往生すると説き、次のようにまとめている。

「凡夫愚鈍の劣機なる我我が。唱ふる言下に。是の如きの無量の戒徳を獲得する眞言なれば。破戒がちな御互の身の上ハ。なほなほ朝暮勤行の度ごとに。三遍宛必之を唱ふべし。さすれハ缺たる戒徳も。満足するを得べし」(十丁表)

[6] 光明眞言

密教とは、大日如来から龍猛菩薩が受法し、流伝した即身成仏の教えであるが、その中でも光明眞言は肝心のものであると述べている。

「然るに此三摩地法無量ある中に。別して光明眞言ハ。大日如来の肝心の神咒なるのみならず。又阿彌陀佛の心中の眞言にして。總じてハ諸の佛諸の菩薩及び一切の天神地祇の眞言なれば。何の佛何の菩薩の寶前にても。諦信決定して之を唱ふれば。向ふ所の佛向ふ所の菩薩。向ふ所の天神地祇の内證に契ふ故。二世の求願を成就すること疑なきなり。實に滅罪生善の軌範。往生淨土の指南にて。上求菩提の願望も。悉く此神咒の功力に由る」(十丁裏〜十一丁表)

そして、光明真言を唱える功德として、極重悪の者でも浄土に往生し、また父母所生の肉身にて即身成仏するとの功德を明かす。続く文章では、特に往生浄土の問題に関連して、次のような興味深い記述がなされている。

「又但信行機の下根の者も。信じて念誦ずれば其一密口稱の功力に依て。順次に浄土へ往生し。蓮臺我足を撃け。百福此身を莊嚴し。實に目出度本懐を遂げらるるなり」(十二丁表裏)

ここでは、光明真言を口称することを「一密」と呼び、その果報を浄土への「順次往生」と説いている。いわば、興教大師覚鑿(一〇九五―一四三)以下、覚鑿が提唱した解釈が援用されているのである。この点については、後の第四項(「真言安心和讃」)「光明真言和讃」における興教大師覚鑿の影響)において、詳しく取り上げることとしたい。

〔7〕高祖宝号

宝号を唱える根拠として、弘法大師空海(七七四―八三五)以下の『御遺告』に示される「我が滅後に心有らん者は、我名號を聞て恩徳を思念せよ」の一文を挙げている。

そして、『菩提場所説一字頂輪王經』(大正蔵No.九五〇)や『大智度論』(大正蔵No.一五〇九)を引いて、「されば大師といふハ。佛の御名を指し奉る」として、次のように解説している。

「此遍照金剛の四字の中に八胎藏界十三大院の諸佛諸菩薩。金剛界九會曼荼羅の諸佛諸菩薩。悉く此遍照金剛の四字の中に籠り給ふ。故に南無大師遍照金剛と唱ふれば。一切諸佛菩薩の御名を。一時に唱へ奉ることになり。又南無の二字を加ふれば一切諸佛菩薩を同時に歸命し奉ることになるの祕旨あるなれば。日日佛前に向ひ。光明真言を唱へし跡にて。必七遍宛之を唱へて。恩徳を報謝さるべきなり」(十二丁裏―十三丁表)

「大師」とは仏の別称であり、「遍照金剛」の四文字には、あらゆる曼荼羅諸尊が包摂されていると説いている。すなわち、「南無大師……」と唱える時、あらゆる仏・菩薩に帰命した功德を得るのである。

〔8〕和讃

『和解』には、「真言安心和讃」「光明真言和讃」の二種が収録されている。これら両和讃は、明治十二年頃、真言宗長者であった三條西乗禪の提撕により、服部鏝海・柴田智秀らが中心となり、興正菩薩叡尊（一一〇一—一二九〇）の和讃をもとにして、編纂されたものである。⁽¹⁵⁾

「……兩和讃を示し給ひしことなれば、日日朝暮勤行の砌にハ。兩和讃の中何れなりとも。其一を必唱へて其旨趣を領知し。宗意安心を誤らざる様に致さるべきこと。尤肝要なり」（十三丁裏）

まさに両和讃は、真言宗の正しい安心を、在家者に獲得させる目的で編纂されたものといえよう。そして、安心を獲得する根拠として、和讃等に用いられる音階、「宮・商・角・徵・羽」の五声が、すなわち曼荼羅中央の五仏であることを明かすのである。

「且其唱ふる所の譜ハ。自然と五佛の徳に契ひたる。宮商角徵羽の五音なれば。此和讃を唱ふる直聲字即實相の功德に照らされて。知らず識らず大日阿闍寶生彌陀釋迦の五智の如來と同體の覺悟の床に安住することを得らる」（十三丁裏〜十四丁表）

なぜ「真言安心和讃」と「光明真言和讃」の二つにしたのか、その背景については、『布教実歴談』中、明治十三年（一八八〇）の布教会議の記事に詳しく出ている。

「次に在家勤行法則の編製の事になりましたが。大師和讃を入れて三和讃にしようと思ひました所。新義

の方より興教大師和讃も入れて呉れとの詔が出ましたので、それを入れるのがいやさに兩大師とも入れぬことにして。安心和讃と光明真言和讃の二つ丈入れることになりました。⁽¹⁶⁾

すなわち、当初は「大師和讃」を加えて、三和讃にしようとしたが、新義の僧より「興教大師和讃」を入れてほしいとの申し出があり、結局、兩大師和讃を削除する結果となったという。同様のことは、真言宗の本尊を協議する段でも起っており、ひとつの真言宗下における新義・古義対峙の一端を窺うことができる。

これら兩和讃の内容解説については、後の第四項「真言安心和讃」「光明真言和讃」における興教大師覚鑿の影響）において、詳しく論述することとしたい。

〔9〕 普遍向

勤行により修めた世間・出世間のあらゆる善根功德を、あまねく衆生に回向することを誓う文である。

「此法則ほうそくに示す所の眞言。並に三歸等を。朝暮に唱ふる本意ハ。唯自分の為のみでハ無い。二利兼濟けんじとて。

利他の為にハ。我が往生成仏を遂ぐべしと修する功德を。有縁の一切衆生にふりむけやり。又自利の為にハ。正しく我身の往生成仏にふりむけるを回向と云なり」(十四丁裏〜十五丁表)

さらに、利他の心がない者は、声聞根性であり、一方、利他を先とする者には、より広大な功德が自ずと廻つてくるとの果報を明かしている。

4 「真言安心和讃」「光明真言和讃」における興教大師覚鑿の影響

『和解』全体の六十二丁のうち、兩和讃の解説には四十四丁が割かれており、いかに重要視されていたかが窺

える。『和解』に収録される両和讃（A真言安心和讃、B光明真言和讃）は、現行のものと言言が多少異なるため、まず当時の原文を引き、⁽¹⁸⁾その上で、そこに見られる思想的傾向について言及したい。なお、和讃原文と解説文の対応関係が、一見してわかるように、便宜上、それぞれ引用文の冒頭に、(1)～(6)の数字を付した。

A 真言安心和讃

| | | | |
|-------------------------------|--------------------------|---------------------------|--------------------------|
| (1) 歸命頂禮大日尊 十方淨土の諸聖衆ハ | 八葉四重の圓壇ハ 大日普門の萬徳を | 一切如來の秘要にて 開きて示しし尊なれば | 衆生心地の曼荼羅なり 密嚴國土の外ならず |
| (2) 青龍阿闍梨の教誡に 二佛出世の中間に | 菩提を得るハ易けれど 果報つたなく生るれど | 真言秘密に逢うことの いかなる宿世の種因にて | 得がたきなりと演給ふ 解脱の時を得たりけん |
| (3) 五濁惡世の此ごろも 一念一時一生に | 上根勝慧の者ありて 三密加持の不思議にて | 無盡の功德圓滿し 一度神呪を唱ふるも | 正像末のへだてなく 即身成佛せらるなり |
| (4) 下根劣慧のともがらも 一密おこたることなくバ | 増上縁の力にて 盲聾瘡痂の輩にて | 三密具足の時いたり 生れて法門ぎくことも | 無明を除くと説給ふ 終にハ佛果を證すべし |
| (5) 過去に造りし報にて 諸佛の慈悲にも漏ぬべし | かゝる衆生を救ふにハ 他力の方便勝れたる | 真言陀羅尼にしくはなし | |

この和讃の目的については、冒頭に「此ハ吾宗の宗意安心を。廣く示し給へる所の和讃にして。至て大切なり」という一文に端的に示されている。真言宗における安心を説く当和讃は、特に往生との関連において、覺鑊の思想を多く援用しており、非常に興味深いものである。このような傾向は、光明真言和讃でも同様であり、以下、いくつかの引用文によって、和讃から読み取られる思想の整理を試みたい。

まず、往生の主体である衆生における機根の問題について見ていきたい。

- (1) 「我我ハ佛と替らぬ如實知自心の覺體を圓具して居る故に。上根上智の人有り。三密の妙行を修すれハ。一生に即身成佛することを得。又下根劣慧の者も。一密口稱の功力に因て。順次に淨土へ往生を遂ぐることを得らるゝじや。かく三密の妙行に依て。一生に即身成佛するも。一密口稱の功力に依て。順次に淨土へ往生するも。十人八十人。百人八百人みな俱に生佛不二の覺體を圓具するに依る故なれば。此凡聖不二なる旨を領知するが上下二根に通じての安心の至要である」(十八丁裏)

この引用文では、真言宗の往生に関する安心の大要が示されている。すなわち、衆生の機根に二種を仮定し、上根上智の者は、三密行によって一生に即身成仏し、下根劣慧の者は、身・口・意のいずれかの一密によって順次往生すると説く。このうち、一密行による順次往生とは、平安末期より流行した往生淨土・念仏に対応する形

| | | | |
|---------------|------------|------------|-----------|
| (6) なかにも光明眞言ハ | 諸佛菩薩の總究にて | 一字に千理を含むゆゑ | 無邊の功德備はれり |
| 信じて唱ふるわれハ | 口稱の功力を因として | 往生淨土と一筋に | 安心決定致すべし |

で、覺鑊が宣揚した思想である。

「第九に所化機人差別門とは、此の所化の機に於て總じて二類有り。一には現身往生、二には順次往生なり。現身門に於て、又二の別あり。一には大機の即身成佛、二には小機の即身成佛なり。又、二に於て各おの二有り、利・鈍なるが故に。」（『五輪九字明秘密積』…第九所化機人差別門）

覺鑊は、『五輪九字明秘密積』において、衆生の機根を、まず①現身往生、②順次往生の二つに分類し、このうち、①現身往生を、さらに四つに分類し、即身成仏の機根と定めている。一方の②順次往生については、あまり詳しい言及はなく、第十「發起問答決疑門」に次のような記述が見られるのみである。

「問、五輪門に依る機に幾く種か有る。答、二種の機に有り。一には上根上智、即身成佛を期す。二には但信行淺、順次往生を期す。此の行者に就て亦、多有り。正しくは密嚴淨土に往生し兼ては十方淨土を期する有り。」（『五輪九字明秘密積』…第十發起問答決疑門）

この引用文によれば、上根上智の者は、現世において即身成仏するのに対し、信心のみの修行の浅き者は、命終後、まず密嚴等の淨土に往生し、順次に成仏すると説いている。同様の解釈は、体系的な説明を見ないものの、他の覺鑊の著作、たとえば『述懐詞』『一期大要秘密集』等に見出すことができる。

さらに『和解』で面白いのは、この覺鑊の思想を、空海の生涯にまで波及させている点である。清涼殿における、空海の即身成仏のエピソードについて、(3)「穢土（まじ）を出ずして淨土なるの相を顯し凡身捨（ばんしんすて）ずして佛身なるの相輝（き）輝（くわう）晃（わう）晃として顯現せり」（二十九丁表裏）等と、淨土思想と結びつけて表現している。

次に往生する先、すなわち淨土の問題について見ていきたい。

(1)「次に十方浄土の諸聖衆ハ已下の四句ハ。十方浄土の諸佛諸菩薩も。大日如來の普門の萬徳の徳相の外なきことを顯したるのみならず。諸佛菩薩の居し給ふ所の浄土も。亦大日如來の所領の密嚴國土の外なきことを示し給ひたるなり。此娑婆世界も十方の浄土も。悉く通同して一の佛國とするを密嚴國とも名づけ。又八法界宮とも云ふ。十方浄土ハ廣けれど。大日如來の密嚴佛國の外ハない。譬へて申さバ。日本全國三府五港三十餘縣と分くれども。總じて云へバ日本帝王所領の。大日日本國と云の外ハない。密嚴佛國も亦復是の如く。

西方の極樂浄土。又ハ都率の内院等。浄土ハ十方に分るれども。總じて云へバ大日覺王所領の。密嚴佛國の外ハないじや。是を以て興教大師の曰く。當に知るべし。十方浄土ハ皆是れ一佛の化土。一切如來ハ悉く是れ大日なり。毘盧と彌陀とハ同體の異名。極樂と密嚴とハ名異にして一處なりと述給ひたり。是等の深旨を解かせられ。」(十九丁表裏)

この引用文からわかるように、明治初期の浄土觀として、浄土宗や真宗等で重視する阿彌陀仏の「西方極樂浄土」や、空海の入定信仰と深く関わる弥勒の「都卒浄土」が優勢であったと推測される。これらに対して、『和解』は、様々な浄土觀を統合するものとして、十方浄土説を主張している。すなわち、十方の様々な浄土も、あるいは娑婆世界も、全て大日如來の密嚴佛國（法界宮）



光明真言の功力にて亡者浄土へ往生する圖

「光明真言の功力にて亡者浄土へ往生する圖」(『和解』五十七丁表)

の一部分であると説くのである。そして、この密厳仏国を中心とした十方浄土説こそが、まさしく覺鑊に由来する浄土観なのである。

「顯教には釋尊の外に彌陀有り、密藏には大日即ち彌陀なり。毘盧・彌陀は同體の異名、極樂・密嚴は名異にして一處なり。」(『五輪九字明秘密集』)

「顯教に云く、是れより西方十萬億を過て仏土有り。佛は是れ彌陀、寶藏比丘の證果なりと。密教に云く、十方の極樂は皆是れ一佛土なり。…(中略)…密嚴淨土は大日の宮位、極樂世界は彌陀の心地なり。彌陀は大日の智用、大日は彌陀の理體なり。密嚴は極樂の總體、極樂は密嚴の別徳なり。最上の妙樂、密嚴に之を集む。極樂の稱、彌陀の號、是より起る。然に彼の極樂は何れの處ぞ、十方に遍ぜり。」(『二期大要秘密集』…第七極樂を觀念する用心門)

大日如来の密嚴淨土とは、あらゆる仏国土の總體、一方の阿弥陀の極樂淨土とは、別体としての一つの仏国土であり、究極的には極樂と密嚴は同一の淨土であると、覺鑊は説いている。さらに覺鑊は、『密嚴淨土略観』を著し、淨土について、より具体的な言及を試みている。⁽²³⁾ すなわち、中央に大日如来の密嚴淨土があり、その東西南北には四門があり、「東」阿闍の淨刹(金剛門)、「南」宝生の妙土(摩尼門)、「西」弥陀の極樂(蓮華門)、「北」釈迦の淨土(羯磨門)という、それぞれの淨土につながっていると説いている。

さらに『和解』では、このような覺鑊の淨土観を前提としつつも、在家者の視点に立ち、より日本人の死生観に即した表現を用いて、次のように述べている。

(1)「遮那經王の中に十方淨土の悉地を明し給ひあれバ。期する所の淨土も。強に西方と限るべきにも非ず。又都率と局るべきにも非ず。何れの淨土なりとも。我等衆生の願に隨て。有縁の淨土へ往生の素懷を遂ぐ

べきなり。往生の素懷を遂げさへすれば浄土ハ娑婆の穢土とことかはり。無障礙の土なる故に。何れの浄土へ往生すとも。親子兄弟を始め。夫婦もるとも。俱會一處の安穩快樂を受けることを得らる。是が眞言不思議の教力ぞと信知して。日日光明眞言念誦相續して。早く何れの浄土なりとも。一處を専心に願ふべし」(十九丁裏～二十丁表)

この引用中では、浄土とはひとつに限定すべきではなく、個々の衆生の願いに応じて有縁の浄土に往生すると述べている。そして、浄土と娑婆とは本来、無二一体であるから、命終後も親子兄弟あるいは夫婦は離別することなく、一緒に暮らせることを強調するのである。

覺鑊の説に拠りつつ、さらに日本人の心情にあわせた浄土観へと展開した背景については、服部鑊海述『布教実歴談』中に読みとることができる。同書によると、当時の現状は、地域ごとに信仰される浄土が異なり、同じ眞言宗僧侶であっても、主張される浄土は様々であったという。そこで、服部鑊海は、諸師と議論を重ねて、あらゆる浄土観を統合するものとして、十方浄土説の採用を決めたのである。しかし、この十方浄土説に対しても様々な反発があったよう⁽²⁷⁾で、結局、総論としては密嚴浄土を中心とした十方浄土説、各論としては有縁の浄土という表現に帰着したものと考えられる。

次に衆生は、いかに仏縁を結び、往生の因とするかの問題について見ていきたい。

- (4) 「……結縁機の得益を示し給へるなり。結縁機とハ。即下根劣慧の吾等が身のうへのことなり。經軌に説給へる所に據るに。結縁の種類甚多くあり。投華得佛一見曼荼も。值遇結縁なり。眞言陀羅尼の聲を聞くも。值遇結縁なり。乃至疑諦の逆縁より。河流風縁に至るまでも。皆結縁の攝に非ることなし。然れど

も三業を殊勝にし。信心決定して眞言を唱ふるが。尤値遇結縁の勝れたる者なり。其故に今ハ勝れたる眞言（口稱の結縁を専ら勸めて。下根安心の至要とし給ふなり）（三十一丁裏～三十二丁表）

この引用文では、結縁する方法として、投華得仏・一見曼荼羅の結縁灌頂を挙げながらも、より勝れたものとして眞言・陀羅尼の実践を勧めている。眞言・陀羅尼を唱えることは、素質や環境等に左右されづらいものであり、その実践の易行性と有効性を訴えたものといえよう。この眞言は、他力方便に勝れたものであり、唱えることができない者に代わって、他者が唱えても功德があるとし、次のように述べられている。

(5) 「眼もひらくこと能はずとも。死後に眞言陀羅尼を唱へて回向すれば。此功德を亡者が受て。離苦得脱して往生の素懐を遂ることを得るなり」（三十五丁裏～三十六丁表）

また、疑いながら眞言を唱えようともし、衆生が本来的に有する白淨信心によつて、淨土往生の勝縁となることを明かし、その威力の大きさを主張している。

(4) 「疑ひながら唱ふるも。眞言不思議の力にて。淨土へ誘引せらるるが。祕密神咒の徳なるに。况や疑はれて唱ふれば。一稱眞言決定往生と。僅に一度唱ふるも。往生決定することを。必得るハ間違ひなし。ここが下根の各各が安心定むる關所にて。唯此一眞言決定往生の。唯一の白淨信心が。實に素懐を遂ぐるの命脈なり。之を知らぬを他門とし。之を知るを密徒とす」（三十二丁裏）

そして、「眞言・陀羅尼を唱える」等の実践について、次のような教理的な根拠を与えている。

(5) 「此上にまだ有がたきことハ。金剛頂經に。口に眞言を誦すれば則如來の語密と相應すと説給ひあれば。口稱の一密を怠りなく。日日唱ふる時ハ。吾等が唱ふる眞言が。如來の語密と相應するの冥益ある故に。一切如來の誓願本誓が。増上縁となりて。我等が日日唱へさへすれば。知らず知らず自然と。三密具足の

時いたり。終にハ即身成佛することが。得らるるじや。此深旨を。一密怠ることなくバ。増上縁の力にて。

三密具足の時いたり。終にハ佛果を證すべしこと示し給へるなり」(三十三丁裏)

この引用文によれば、下根劣慧の者にとつて、真言・陀羅尼を唱えることが一密行であり、怠ることなく励めば、大日如來の語密と等しくなつて、自ずと三密具足することを明かすのである。そして、数多の真言・陀羅尼の中でも、格別なるものとして、光明真言の実践を勧めてゐる。

(6) 「修行萬差なれども。真言を以て最上とすることハ。佛祖の遺訓なり。中にも今我等が値遇し奉る光明

眞言ハ。諸佛菩薩の通眞言にて。又唱念し奉るにも淨と不淨の別を擇ばずと。經にも許のあることにて。

行住坐臥の簡ひなく。四威儀に唱へて功德ある。末世相應易衆易行の妙法なり」(三十六丁裏～三十七丁表)

光明真言とは、諸仏・菩薩の通眞言であり、どのような者が、どのような形で唱えようとも功德がもたらされる易行の妙法であると述べてゐる。

(6) 「此十方三世の法報應の三身を。一時に歸命し奉るの功德を備ふるが。喝の一字の功力なり。南無阿彌陀

佛と唱ふるハ。唯阿彌陀一佛を歸命し奉るのみ。然るにぞと唱ふる時ハ。大日如來阿彌陀如來ハ申すに及

ばず。一切の諸佛を同時に歸命し奉るの利益あり」(三十七丁裏～三十八丁表)

「南無阿彌陀仏」は阿彌陀の一仏にのみ歸命するのに対し、通眞言である光明真言は、最初の「オン……」を唱えるだけで、大日・阿彌陀をはじめ、あらゆる諸仏を同時に歸命禮拜できることを強調している。このような一文からは、浄土宗や真宗等の浄土門に対する、当時の真言宗の意識の有り様を窺うことができる。

B 光明真言和讃

(1) 歸命頂禮大灌頂

さの一字を唱ふれば

(2) 唵と唱ふる功力にハ

唵と唱ふれば

(3) 唵の大印ハ

唵の寶珠の利益にハ

(4) 唵唱ふる其人ハ

唵唱ふる光明に

(5) 唵を唱ふれば

唵字を唱ふる功力にハ

(6) 亡者の爲に咒を誦じて

眞言醍醐の妙教ハ

光明眞言功德力

三世の佛にことごとく

諸佛諸菩薩もるとともに

唱ふる我等か其のまゝに

生佛不二と印可して

此世をうけて未來まで

いかなる罪も消滅し

無明變じて明となり

萬の願望成就して

罪障深きわれゝが

土砂をバ加持し回向セバ

餘教超過の御法にて

諸佛菩薩の光明を

香華燈明飯食の

二世の求願を得せしめて

大日如来の御身にて

一切衆生をことごとく

福壽意の如くにて

華の臺に招かれて

數多の吾等を攝取して

佛も我等隔なき

造りし地獄も破られて

極重惡のともがらも

無邊の功德具はれり

二十三字に藏めたり

供養の功德具われり

衆生を救ひ給ふなり

説法し給ふ姿なり

菩提の道にぞ入れ給ふ

大安樂の身とぞなる

心の蓮も開くなり

有縁の淨土に安給ふ

神通自在の身を得べし

忽ち淨土と成ぬべし

速得解脱と説給ふ

説くともいかで盡すべき

『和解』において、数多の真言中、最も勝れたものとする光明真言を主題とする和讃が、この「光明真言和讃」である。光明真言の概要については、以下に列記する引用文によって知ることができる。

(1) 「此意を。諸佛菩薩の光明を。二十三字に藏めたりと述給ひたるなり。諸佛菩薩の光明を悉く藏め給ふの眞言なる故に。之を唱ふる時ハ罪業深重の我等なれども。朝日に消るが如く。光明眞言の日輪に照されて罪障の霜。自消滅することを得て。未來ハ淨土に往生を遂らるるが。此眞言に結縁する功德なり」(四十一丁表裏)

(2) 「此句を唱ふる時ハ。唱ふる者に利益のあるハ。申までもなく。御互が唱ふる聲を聞き。又其息風に觸る所の。禽獸蟲魚に至るまで。苦果を解脱することを得とある經意を和らげて。まゝと唱ふれば、唱ふる我等が其まに。大日如來の御身にて。説法し給ふ姿なりと述給へるなり」(四十四丁表)

(2) 「只管に唱へさへすれば。大日如來の光明の御徳にて。惡人凡夫を我知らず。何時の間にやら引寄せて。有縁の淨土へ迎へ取り給ふ。是が即如來の光明の御徳と申ものなり」(四十五丁表)

(2) 「八寒のさむさも餓鬼の飢渴も何の其の。死ぬる今はの其時ハ。臨終正念安心不退無数の聖衆に手をひかれ。易々と生死の此世を渡り捨て。未來淨土へ直參とハ。あら嬉しやと落つかるゝハ。取も直さず光明遍照の御利益なりと心得て。日日念誦相續が肝要」(四十五丁裏)

(6) 「『不空羂索經』の土砂加持の記事を採り上げた後」…是を以て興教大師ハ。亡者の後世を助くる為にハ。光明眞言尤勝れたり。勤め易くして。而も一定後世の助かる法なりと仰せられたり」(五十七丁裏)

以上をまとめると、光明真言は、大日如來の真言であり、その梵字の二十三文字には、諸仏・菩薩の光明が凝縮されているという。そして、この光明真言を唱えることによって、どんなに罪業深き者でも、大日如來と等し

くなり、命終の際には有縁の浄土へと往生できると説くのである。

この光明真言和讃の中で、特に興味深いのは、「南無阿弥陀仏」との対比において、光明真言の功德を説き示す点である。

(5) 「經にハ。唯除五逆誹謗正法と説き給へバ。誹謗正法の者ハ。阿彌陀如來の本願にも漏るる姿に見請たり。それ故念佛弘通の元祖法然上人が。七箇條教誡の第一條の註にハ。誹謗正法既に彌陀の本願に除く。其の報那落に墮すべしと仰せられたり。此誹謗正法一闡提の人までも。漏さず助け給ふが。獨眞言陀羅尼の功力なり」(五十二丁表)

(6) 「我我ハ。唯除五逆と除けられて。彌陀の大悲も顯教にでハ漏し給ふハ。御經の明文。かゝる極惡重罪の人までも。漏さず救はせ給ふが。眞言陀羅尼の教藥なれば。此旨を眞言陀羅尼の妙教ハ。餘教超過の御法にてと仰せられたるなり。斯の醍醐妙教の中にも。光明眞言ハ。大日如來の眞言なり。阿彌陀の眞言なり。又一切佛菩薩の總眞言にて。十方三世の御佛の恒沙の福智を集めたり。二十三字に籠たる眞言なれば。無量無邊の功德あり」(五十九丁裏〜六十丁表)

上記引用で共通して話題とされる「唯除五逆…」とは、康僧鎧訳『仏說無量壽經』(大正藏No.三六〇)に説かれるものであり、その全文を引用すると次の通りである。

「設我得佛。十方衆生至心信樂。欲生我國乃至十念。若不生者不取正覺。唯除五逆誹謗正法」(『無量壽經』)
これは、法藏菩薩(阿弥陀仏の因位)が立てた四十八願のうちの第十八願であり、特に浄土宗・真宗において、立宗の根柢とする有名な一文である。その文意は、「南無阿弥陀仏」と十遍唱えれば、極樂浄土に往生すること

ができるが、五逆、誹謗正法等の罪を犯す者は、阿弥陀の救済から漏れてしまうと説くのである。また、『和解』では、浄土宗の開祖である法然（一一三三～一二二二）も、その著作『七箇條請文』（七箇條教誡）において、正法の誹謗者は地獄に墮ちる、と説くことを指摘している。

『和解』では、このような阿弥陀の救いに漏れた一闍提の者も、真言・陀羅尼ならば、救済しようとして優位性を主張している。また、光明真言について、(6)「他作自受の他力の中の大他力をは。こめて漏らさぬ真言……」（六十丁裏）とも表現している。以上の文からは、当時の真言宗における、浄土宗・真宗への対抗意識が窺えるのであり、「南無阿弥陀仏」を超えるものとして、光明真言の実践を位置付ける点に、『和解』の特色があるといえよう。

5 結語にかえて

以上、明治十四年に編纂された、服部鏝海著『在家勤行法則和解』を中心に、明治初期の真言宗における「在家勤行法則」の性格を探ってきた。本論の冒頭に記したように、「在家勤行法則」は、新たな真言宗のあり方、檀信徒との関係構築を模索する中で編纂されたものであり、いわば近代の所産といえよう。

しかし、『和解』に示された理解・解釈は、従来の伝統教学の域を出るものではなく、近代的影响は皆無に等しい。わずかに、十善戒の箇所、戒律遵守と治国・鎮護国家とを結び付けた慈雲の説を引くところに、明治という時代の影響を感じさせるのみである。

だが、『和解』に見られる伝統的理解は、布教のルーツを知る上で、また『智山勤行式』の意味を考える上で、多くの示唆を与えてくれるものである。特に『和解』において、衆生の機根論、浄土論や往生論に関連して、興

教大師覺鑊の思想が援用されていたことは興味深い。これは、明治初期、新義・古義という枠を超え、真言宗における理解の基本として、覺鑊の思想が選択されたことを意味している。明治時代における覺鑊の存在感は、現代の我々が想像する以上に大きかったようだ。

今からわずか百数十年ほど前のことであるが、『和解』における覺鑊の事例のように、近代化の波の中で、我々、真言末徒が見失った伝統的価値観は、数多く存在するように思われる。宗団の生命線ともいえる伝統の維持・復元のためには、近代の検証は不可欠であり、その地道な検証の過程にこそ、新たな創造の可能性が開かれてくるものと思われる。

註

(1) 現行の『智山勤行式』が編纂された背景については、昭和五十七年(一九八二)出版の『智山教化研究』第十四号に収載される「在家(俗人)に適する勤行及び法要の経典(次第)に関する答申書」(智山教化研究所編)に詳しく記載されている。この答申書は、昭和五十六年(一九八一)に宗務所からの諮問に対するもので、在家勤行法則の統一、在家教師の兼用等を目的として編纂されたものである。その際に収集された宗内外の在家勤行法則は、昭和八年(一九三三)以降のものから実に三十五種類が挙げられている。そして、この『智山勤行式』の統一と整備に呼応する形で、以下の

ような実践要領や解説本が出版・配布された。

- ① 生きる力―智山勤行式―(昭和五十九年・真言宗智山派 宗務庁)
- ② 『智山勤行式』おつとめの仕方(平成九年・智山教化センター・智山檀信徒叢書①・教化推進資料十八)
- ③ 『智山勤行式』の指導と実際(平成九年・智山教化センター・教化ライブラリー①)
- (2) 福田良歡著「在家勤行法則の製作年代及び弘法大師和讃の變遷」(『密教論叢』六・昭和十年)
- (3) 明治期は、真言宗諸派において、目まぐるしく分離・統合をくり返した時期である。『密教大辞典』『真言宗年表』『智

山年表」等を参酌して整理すると、まず明治六年（一八七三）三月の太政官達によつて、金剛峯寺・教王護国寺は古義真言宗の総本山、智積院・長谷寺は新義真言宗の総本寺と定められ、翌七年（一八七四）三月には各宗各派に管長を別置することが許可された。明治十一年（一八七八）五月に、仁和寺・大覚寺等の諸寺合同のもと、「西部真言宗」として独立し、管長を別置した。この一件が契機となり、同年十二月には真言宗の新義・古義が分離して、各派に管長を別置することになった。しかし、翌十二年（一八七九）四月には、内務省達により、真言宗各派別置管長制が廃止され、教王護国寺を中心とする一宗一管長制に改められた。①法則が出版されたのは、まさしくこの真言宗諸派が合同された時期にあたる。

(4) 『真言宗安心全書』下巻、九五六頁（『布教実歴談』）

(5) 『真言宗安心全書』下巻、九五九〜九六〇頁、九七〇頁（『布教実歴談』）

「それから私は光明眞言を唱へる時に木魚を入れたらよく揃ふてよいと思ひ。此の事を熱心に主張いたし。さて採決となりますと賛成はタツタ私一人で肉弟の朝比奈（智泉）さへも賛成をしてくれぬ。……」

「光明眞言の唱へ方につきて私は木魚に合はせて。オンアボキヤーベイローシヤノーマカボダラーといふ様に長く引いて唱へたら異句同音によく揃ふてよからうと思へ。此の事を各地で試みた上。高野でも一週間ほど説教して

盛んに此の風を勧めました所。誠にうまいこと揃いますので。高野でさへこれなれば大丈夫と思ふて居りますと。ある僧がヒヨックリと参り。私の光明眞言の唱へ方を難じて。私議臆説なりといつてヒドイ事を申しましたので。ホー、の體に下山を致しましたが。……」

(6) 長谷寶秀述『真言宗安心要義』五十一〜五十二頁（昭和十三年・六六新報社）

(7) 長谷寶秀述『真言宗安心要義』五十五〜五十六頁

(8) 『真言宗檀信徒教本』とは、豊山派常在伝道師であつた佐藤光峰（獨嘯）が、明治四十三年（一九一〇）に如意輪堂から出版した在家勤行法則の解説本である。次第の配列は、同時代の在家勤行法則とほぼ同じであるが、ただ懺悔文の前に祈禱文、また宝号には南無興教大師を加えている。

祈禱文「今上皇帝寶祚長遠。國體鞏固萬民豊樂。佛日増輝常轉法輪。（別願趣旨任意祈念すべし）乃至法界平等利益。」また、発菩提心真言・三摩耶戒真言・光明真言のところでは、「印は明師に請て受持すべし」とし、また説経のところでは、「心經。或は普門品。諸眞言等を誦誦し。祈禱。回向。意に任す」と註しており、時代による在家勤行法則の展開のあとを窺うことができる。

(9) 慈雲著『十善略説・四恩略説』（明道協会・明治一七年出版）を参照。「和解」では、「十善略説（著者慈雲和尙撰）」と記されている。

(10) 柏原祐泉著『日本仏教史 近代』二五〜二六頁

(11) 『大正藏經』第八十三卷七七二頁上段〜七七三頁上段（御文

- 一帖目)
- 「サレハ平生業成トイフハ。イマノコトハリヲキキヒラキテ。往生治定トオモヒサタムルクラキヲ。一念發起住正定聚トモ。平生業成トモ。即得往生住不退轉トモイフナリ」
 (文明四年十一月二十七日の項)
- (12) 慧遠撰『無量寿経義疏』上卷(大正藏No.一七四五・三七卷一・一二頁a段)
- 吉藏撰『無量寿経義疏』(大正藏No.一七四六・三七卷一・二三頁b段)
- (13) 『弘法大師全集』第二輯七九七頁(『御遺告』)の取意の文か。
- (14) 『真言宗安心全書』下卷、八四七〜八四九頁(真言安心和讃)、八五〇〜八五二頁(光明真言和讃)
- (15) 『真言宗安心全書』下卷、八五八頁(光明真言和讃の後記)や、同九四八頁(『布教實歴談』)等に詳しい。
- (16) 『真言宗安心全書』下卷、九五六頁(『布教實歴談』)
- (17) 『真言宗安心全書』下卷、九六〇〜九六一頁(『布教實歴談』)
- 「さて此の會の議題の第一が本尊を一定するといふことでありましたので。八祖さんといふ説もあり。彌勒さんといふ説もあり。大日さんといふ説もあり。いろゝゝありました。私は台藏の大日とし。左を光明眞言の字輪とし。右を大師さんとするば。和讃の本尊となるのでよからうと申しました所。新義の方から中を大日さんとし。右を弘法大師。左を興教大師さんとしやうといふ説が出ました。すると横濱の増徳院の佐伯妙用さんが少し酒の氣味
- にてエーきたないと云ひました所から。新義派の人人は大に腹を立て。祖師をきたないとは何に事じや宜しく講場にて謝罪せしむべしとて。此の問題に花が咲き肝心の方は一向抄らず。」
- (18) 『真言安心和讃』「光明真言和讃」は、『真言宗安心全書』下卷(八五五〜八五八頁)にも収録される。
- (19) 『興教大師全集』下卷、一二七六頁(『五輪九字明秘密釈』)
- (20) 『興教大師全集』下卷、一二七八頁(『五輪九字明秘密釈』)
- (21) 『興教大師全集』下卷、一三三九頁(『述懐詞』)
- 「所謂、臨終の剋、入滅の時、若し生を離るることを遂げず、成佛を果すこと無くば、亦、正念を得て、定て倒想を離れ、忽に大日の來迎に預り、速やかに遍照の引接を感ぜん。兩部界會の加持する所、十方聖衆の擁護する所、密嚴の金刹に往生し、華嚴の蓮都に至到せん。」
- (22) 『興教大師全集』下卷、一二三三頁(『一期大要秘密集』)六発菩提心用心門)
- 「問、若し爾ば、唯、此の觀を修して成佛を得るや。答、唯、此の觀に依て全く餘修無らんに、懈怠小機の者は、順次往生の大願を遂げ、精進大機の者は現身成佛の悉地を得るなり。」
- (23) 『興教大師全集』下卷、一二二二頁(『五輪九字明秘密釈』)
- (24) 『興教大師全集』下卷、一二二五頁(『一期大要秘密集』)
- (25) 『興教大師全集』下卷、一二二五頁(『密嚴浄土略観』)
- (26) 『真言宗安心全書』下卷、九四七〜九四八頁(『布教實歴談』)

「次に出たのが所謂淨土論でありました。…(中略)…三日間に亘りて論争したる淨土論も終に漸く折れ合ひがつきて。都率とも限らず西方とも限らず。淨土は十方にありと云ふ事になりました。遂に和讃の文句も往生極樂を往生淨土と改めました。」

(27) 『真言宗安心全書』下巻、九六二頁 (『布教実歴談』)

「此時或寺の住職が私に向て越中の信者は皆兜率淨往生を信ずる者ばかりぢやから。十方淨土説を御説教に述べるは御斷り申ます。二千餘の檀家に離檀の恐れがありますからと申しました。」

(28) 衆生の疑念を許容しながらも、『和解』中には一見、正反対ともいえる記述も見える。

(6) 「然れども此に疑ある時ハ。折角眞言唱ふるも。利益を蒙ること薄し。仍て佛家にハ。疑を以て至極の惡業とす疑あれバ利益を蒙らんとするに。利益なき者なり」(三十八丁裏)

この記述は、純粹な信心をもつて唱えることの、より普遍的な利益を主張したものと推測される。

(29) 『大正藏經』第十二卷二六八頁a段 (『仏説無量壽經』)

(30) 『大正藏經』第八十三卷八七四頁下段〜八七五頁上段 (『西方指南抄中末』)

「一、普く予の門人、念佛上人等に告ぐ

いまだ一句の文を窺わず、眞言・止觀を破し、餘の佛菩薩を謗り奉ずるを停止すべき事

右、破道を立つるに至る者、學生の經る所なり。愚人の境界に非ざるなり。しかのみならず誹謗正法、彌陀の願に免除せられたり。其の報、まさに那落到墮すべし。あに痴闇の至にあらざらんや」

(キーワード)

『在家勤行法則和解』 『智山勤行式』 『布教実歴談』 服部鏝海
興教大師覺鑿 布教安心 十善戒 光明眞言 眞言宗安心和讃
光明眞言和讃 一密称名 順次往生 密嚴淨土